**平成２５年（フ）第２０６号**
茨城県水戸市末広町１丁目４番31―102号　グランドメゾン末広
債務者　萩谷明日香（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第１２３号**
茨城県土浦市東崎町６番30号　ポプラの郷土浦、前住所茨城県桜川市真壁町上小幡1185番地１
債務者　飯島　勇司
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第３５号**
千葉県長生郡長柄町立鳥422番地１日吉団地10棟８号
債務者　滴草　　肇
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２５年（フ）第６３号**
千葉県木更津市畑沢南１丁目13番20号　サンパレス畑沢201号
債務者　中野　一孝
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　千葉地方裁判所木更津支部

**平成２５年（フ）第１６３号**
山梨県甲府市富士見１丁目14番32号
債務者　清水　清美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６６号**
山梨県南アルプス市山寺1150番地　雇用促進住宅２―103
債務者　石倉　雅紀
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１６８号**
山梨県甲府市住吉５丁目４番11号
債務者　竹田　夏子（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第１０４号**
長野県松本市大字笹賀5759番地１　サンシャイン杉山Ｂ101、前住所長野県松本市大字松原22番地13　須山コーポ102
債務者　下田　朋実（旧姓**藤**澤）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２５年（フ）第６２５号**
愛知県西尾市上町南荒子50―１　レオパレスＭＩＮＡ111、住民票上の住所大阪府和泉市唐国町２丁目11番11―404号
債務者　矢野　和利
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２５年（フ）第１０２号**
三重県鈴鹿市平田新町５番21号　グローバルシティーＥ棟102
債務者　城念　俊茂
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第４６６号**
滋賀県甲賀市水口町貴生川１丁目186番地―207号
債務者　大谷　明央
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第８４号**
滋賀県甲賀市水口町春日43番地28
債務者　島田　寛士
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１２３号**
大津市大江２丁目31番31号　コーポ池田104号
債務者　道脇　　淳
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第１４４号**
滋賀県野洲市久野部168番地　パンセハイツ近江105号室
債務者　村居　亮佑
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　大津地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第３５号**
鳥取県鳥取市青谷町長和瀬36番地14、旧住所兵庫県尼崎市東園田町７丁目７番地の８松島組寮内
債務者　村中　祐之
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　鳥取地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第４２号**
鳥取県鳥取市福部町栗谷247番地
債務者　奥田　慶子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで　鳥取地方裁判所民事部